



第3章

財政計画

第3章 財政計画

1. 財政計画の意義と実績

財政計画は、地方自治体の長期計画を実施していくための裏付けの意味を持つものである。従来の長期計画、調整計画も財政計画との綿密な照合のもとに策定され、これまで本市においては過去20年間、社会経済の変動による影響を最小限にとどめ、長期計画が実施されてきた。この場合、二度の調整計画の果たした役割が大きいことも忘れてはならない。

第三期長期計画においても、まず第二期長期計画(昭和56年度～平成4年度)の12年間の財政収支実績の分析を基礎にして見通しをつけ、可能な限り実効性のある計画とする。

2. 第二期長期計画の実績

(1) 安定した歳入状況

本市の財政は、これまで豊かな市税収入によって支えられてきた。市税収入が歳入の大宗をなし、そのうち個人市民税、固定資産税の占める割合が高く、景気変動の影響を受けやすい法人市民税の占める割合が少ないので、比較的安定した歳入を見込めると

いう恵まれた状況にある。

市税収入を中心とする本市の財政は、地方交付税に依存することなく、また市債の占める割合も比較的 low、歳出における公債費の後年度への負担も少ない。

長期計画策定に当たって、財政状況を見通すことは、経済情勢の変動の予測がきわめて困難なため容易ではない。例えば法人市民税や利子割交付金は景気変動に大きく左右され、さらに国・都支出金についても、地方財政制度の改正や国・都の財政政策によって変化し得ることに留意すべきである。

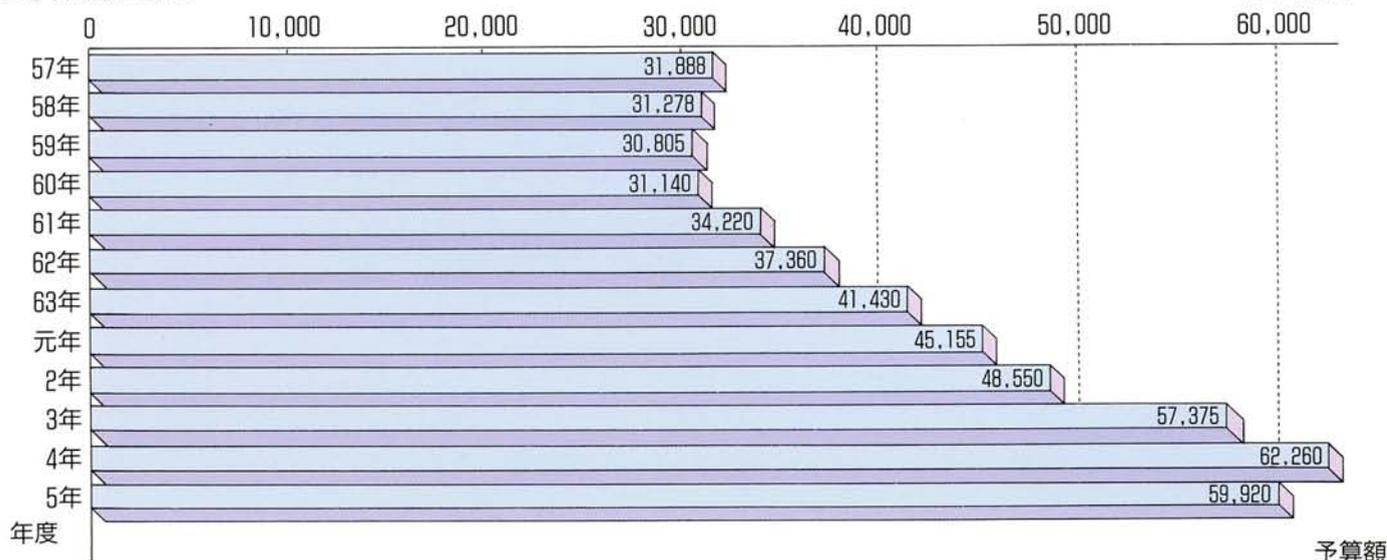
(2) 健全な歳出実績

第二期長期計画12年の歳出の動きについて特筆すべきことは、行財政改革を基調とする第一次調整計画(昭和60年度～平成2年度)がもたらした財政の安定化であった。

人件費の歳出に占める割合も減少し、事務・事業の見直しによる経常経費の抑制などにより、ここ数年経常収支比率も60%台を維持している。また、本市はこれまで都市基盤や大型公共施設の整備を行うことによって、市民生活の利便性や快適性の確保

■予算規模の推移

単位：百万円



に努めてきた。この間、公共施設整備基金をはじめ、公園緑化基金など8種類の基金の充実を図ってきた。

3. 第三期長期計画の財政計画

- 1) 財政計画は、第三期長期計画の前半6年の実行計画について行うこととし、後半6年の展望計画については、第一次・第二次の調整計画にゆだねる。
- 2) 計画策定に当たっては、現行の税・財政制度を前提とした。
- 3) 計画は、一般会計についてのみ策定した。
- 4) 各年度ごとの歳入・歳出は、原則的には計画初年度の前年度（平成4年度）を基準として、平成3年度までの決算の推移（増減率）の状況と、今後の経済情勢の見通しなどを加味して計上した。
- 5) 計画の各年度にほぼ確実に予定され、計測できる歳入・歳出の増加は、すべて当該年度に計上した。
- 6) 増減率は、平均年率などによることとし、税・財政制度の改正による影響は見込まず、現行の制度下における過去の推移を勘案して求めた。以上を前提に、歳入面では市税その他の自主財源を確実に推計し、国・都支出金などの依存財源については、現行制度で見積もった。

歳出面では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費と、既定施策を継続して実施するために要する経常的経費を算出したうえ、新規施策にふり向ける一般財源を算定したものである。

ちなみに、前期6年間の財政計画額は別表のとおりであり、財政規模で3,800億円である。このうち新規事業に充当することのできる一般財源は659億1,500万円で、これに新規の諸事業実施によって見込まれる国・都支出金、市債および基金からの繰入金などの特定財源を加えると、投資的経費など新規事業費は1,024億900万円と算定される。

後期の展望計画（平成11年度～16年度）につい

ては、高齢化が進行して生産年齢人口が減少するため、市税収入への影響がある程度想定される。

歳出の面では確実に既存の大型施設の改修期が到来し、また新設のものを含めての管理運営費や福祉・保健関連経費の膨脹が見込まれる。

大型の事業計画については、本計画期間が最終のチャンスと考えられるので、実施計画の策定に当たっては、極力慎重に行うとともに、策定された事業については、迅速かつ効率的に推進する必要がある。

さらに、行財政改革の基本姿勢を堅持して事務・事業の見直しに努め、経常的経費の節減を図って、財政運営の健全化に努めることとする。

■財政計画(平成5年度～10年度)

